

託送供給等約款以外の供給条件

(料金等についての特別措置)

令和4年12月28日実施

北海道電力ネットワーク株式会社

2 0 2 2 1 2 2 7 資 第 19 号

認 可

令 和 4 年 12 月 28 日

料金その他の供給条件の内容

令和4年12月22日からの大雪による災害により当社供給区域内の電気の利用者に多大な被害が発生し、令和4年12月23日、北海道2市8町に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法の適用地域および隣接する地域（令和4年12月23日以降、令和4年12月22日からの大雪による災害により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該市町村に隣接する市町村を含む。）において被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、次の供給条件を適用する。

- 1 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の令和4年11月（支払期日が12月23日以降となるものに限る。）、12月および令和5年1月料金計算分の料金算定日を、託送供給等約款（令和4年6月20日付け届出。ただし、当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいう。）18（料金）の規定にかかわらず、各々1か月間延長する。
- 2 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、被災時から引続き全く電気を使用しない場合には、託送供給等約款18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、免除する。
- 3 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、被災時から引続き全く電気を使用しないで、契約者が当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが令和5年6月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは、託送供給等約款69（供給地点への供給設備の工事費負担金）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

- 4 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送供給等約款 20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で、その申込みが令和 5 年 6 月末日までに行なわれたときは、託送供給等約款 72（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。
- 5 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送供給等約款 18（料金）の規定にかかわらず、令和 5 年 6 月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金の基本料金、臨時接続送電サービス料金の基本料金および予備送電サービス料金を免除する。
- 6 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを令和 5 年 6 月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送供給等約款 61（引込線の接続）、62（計量器等の取付け）、63（通信設備等の施設）および 65（電流制限器等の取付け）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。
- 7 この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送供給等約款によるものとする。

以 上